名嘉村クリニック (運営規程)

指定訪問リハビリテーション事業(指定介護予防訪問リハビリテーション事業)

(事業の目的)

第1条 医療法人 HSR (以下「事業者」という。)が運営する名嘉村クリニック (以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者 (以下「利用者」という。)に対し、心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(訪問リハビリテーションの運営方針)

- **第2条** 事業は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことできるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- **2** 事業の提供に当たって、症状が安定期にあり、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下、居宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な利用者とする。
- **3** 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に務めるものとする。
- **4** 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者その他、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に務めるものとする。
- **6** 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 7 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 30 年沖縄県条 例第 20 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 名嘉村クリニック
 - (2) 所在地 沖縄県浦添市伊祖三丁目8番15号

(従業者の職種、員数、及び職務の内容)

- 第4条 事業における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、適切な事業が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を行うとともに、法令等において

規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上(常勤1名以上)

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士等に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

(3) 理学療法士等 1名以上

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「訪問リハビリテーション計画等」という。)に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、事業を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日~土曜日

但し、国民の祝日、年末年始(12月31日~1月3日まで)を除く

(2) 営業時間 月~金:午前8時30分~午後5時30分までとする。

土:午前8時30分~午後12時30分までとする。

(3) サービス提供時間:月~金 午前9時~午後5時までとする。

: 土 午前9時~午後12時までとする。

(4) 自然災害等による安全上、休日とする場合(公共交通機関情報、法人規定に準ずる)は電話連絡により通知する。

(訪問リハビリテーションのサービス内容)

第6条 事業所の医師の診療に基づき作成された訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に沿って、適切なリハビリテーションを提供する。

- 2 事業者は、利用者及びその家族、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画原案に位置づけられているサービス事業所の担当者、その他の関係者で構成されるリハビリテーション会議(テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- **3** 事業者は当該事業所の医師の診察に基づき、利用者の症状、心身の状況、希望及びその置かれている 環境を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成する。
- **4** 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で、交付するものとする。
- **5** 訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、居宅介護支援事業所等への提供に務めるものとする。

(訪問リハビリテーションの利用料等)

第7条 事業所は法定代理受領サービスとして提供される事業についての利用者負担として、居宅介護

サービス基準額の1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は原則として次の額とする。
 - (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 10 k m以内は 150 円 通常の事業の実施地域を超えた地点から 10 k m以上

1 k m増すごとに 100 円を追加

- 3 前 2 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料 (個別の費用ごとに区分) について記載した領収書を交付する。
- 4 事業の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額について別途定める料金表による説明を行い、同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町の区域とする。その他の地域は相談に 応じる。

(衛生管理等・感染症対策)

- **第9条** 事業所は、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- **2** 事業所において、感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- **第10条** 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、あらかじめ約束された手順に基づき緊急搬送等に必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- **第11条** 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当者を設置し、口頭、電話、メール等により苦情等を受け付けた場合は、苦情処理の体制に沿って対応し、その内容を記録する。受け付けた苦情等については、その原因を解明し、改善に取り組むものとする。また、苦情処理結果については、個人情報に配慮した上で事業所内での公表を行う。
 - 2 事業所は提供した事業に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに務めるものとする。
 - 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(利益供与の禁止)

第 13 条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- **第14条** 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村または地域包括支援センター等に通報するものとする。市町村より依頼があった場合は調査に協力をする。

また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者からの市町村への虐待の届出について適切な対応をすることとする。

- 3 事業所は、身体拘束等は廃止すべきものという考えに基づき、従業者全員への周知徹底を行う。
- 4 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組を行うものとする。
- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。
- (2) 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変ない支援を行う。
- (3) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
- (4) 定期的な研修等を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

(ハラスメント対策について)

- **第 15 条** 事業者は、職場内や利用者、家族からのハラスメントがあった場合に、事業所として適切に対応するものとする。そのために下記のことを行う。
 - (1) 事業所におけるハラスメント防止対策に関する基本指針を整備する。
 - (2) ハラスメント防止対策に関する基本指針を従業者に周知徹底を図る。
 - (3) 上司や総務部を窓口とした相談体制 (マネジメントラインへの報告ルートを明確化)
 - (4) 従業者に対しハラスメント防止のための研修を定期的に実施する。(年1回)

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を 策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- **3** 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- **第17条** 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の 執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2)継続研修 年2回以上
 - 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所の従業者、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。
 - 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - 5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人 HSR と事業所の管理者との協議に 基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、令和5年12月1日から施行する。
- この規定は、令和6年04月1日から施行する。